

大正七年二月二十三日

西川文蔵様

高畑誠一

拝啓 十一月十七日付御状有難く、拝読仕り候。先般金子様より御申し越し下さり、今また尊台より詳細御通知に接し、誠に恐縮に存じ候。恩義ある金子様及び尊台の折角の御勧告に対し、小生より兎や角申し上げる可き筈の筋には之無く候へ共、鈴木家、鈴木商店は永く資本家として存立す可き重要な家柄にして、小生の如きものが直接間接関與する事は、大鈴木の将来の為に非ずと堅く信じ居り候。自己の不適任なるを知りつつ、尚御請け申し候事は、聽て恩義ある金子様並びに尊台に対して甚だ不忠実なるのみならず、延いては大鈴木の将来に累を及ぼさん事を恐れて御辞退申し上げ候所以に御座候。鈴木商店には数多有為の士を集められ、社内には必ずや適任者少なからず、何れにしても小生よりはより以上の適任者存在する事丈は確實と存じ候。尚又他より適任者を迎える事容易なる事と信じ、お断り申し置く理由に御座候。御承知の通り、小生の実家は云うに足り申さず、何人が此を継承するも大したる問題には之無く候。小生は敢て金満家に成らんとの野心も無く、自分が生計を立て得る丈の収入を

店より保証し貫はば、社にて澤山にて仕事面白き為、日夜精勵

致し居る事にて候。何れにしても、一旦鈴木商店に奉公したる以上、小生の運命も店の盛衰を共に為す可きは、始めより覚悟の前に御座候所。小生の一身及び社の将来も共に金子様並びに尊台にご一任申し上げる可く、如何様にも御所分下されます事苦しからず。更に異議申立て召致候。先ずは延引乍御返事申し述べ度、此の如く御座候。乱筆

○御状：書状・書簡の尊敬語

○尊台：目上の人を敬つていう語。貴台。

○廳て：とりもなおさず。すなわち。

○所以：理由。わけ。いわれ

○数多：多く。沢山。

○有為：才能のある

○云うに足り申さず：論ずるに足りない。取るに足りない。

○金満家：財産家。金持。

○召致：呼び寄せる。「異議申立ても受入れます」の意

○延引乍：遅ればせながら。遅くなりましたが。